

令和7年2月第1回

宇佐・高田・国東広域事務組合議会定例会

会 議 録



## 令和7年2月第1回宇佐・高田・国東広域事務組合議会定例会会議録

### ○議事日程

令和7年2月25日（火曜日） 午後4時25分 開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案一括上程（議第1号～議第4号）
- 日程第5 提案理由及び議案説明
- 日程第6 一般質問
- 日程第7 議案審議（質疑・討論・採決）

### ○会議に付した事件

- 議第1号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正について
- 議第2号 宇佐・高田・国東広域事務組合一般廃棄物処理施設条例の制定について
- 議第3号 令和6年度宇佐・高田・国東広域事務組合会計補正予算（第3号）について
- 議第4号 令和7年度宇佐・高田・国東広域事務組合会計予算について

### ○出席議員（10名）

- |            |           |
|------------|-----------|
| 1番 吉田 泰 秀  | 2番 中本 毅   |
| 3番 川谷 光 紹  | 4番 多田羅 純一 |
| 5番 辛島 光 司  | 6番 永松 郁   |
| 8番 安東 正 洋  | 9番 菅 健 雄  |
| 10番 宮園 正 敏 | 11番 森 正 二 |

### ○欠席議員（2名）

- |           |            |
|-----------|------------|
| 7番 河野 徳 久 | 12番 丸小野 宣康 |
|-----------|------------|

## ○説明のため出席した者の職氏名

管理者	是永修治	副管理者	佐々木敏夫
副管理者	松井督治	会計管理者	奥野博文
事務局長	畑迫智統		

## ○事務局出席職員職氏名

課長 伊藤 祐一      課長補佐 高堂 淳司      書記 近藤 宏昭

## ○会議の経過

午後4時25分 開会

安東 議長

皆さん、こんにちは。

ただ今の出席議員は10名で、地方自治法第113条の定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより、本日をもって招集されました、令和7年2月第1回宇佐・高田・国東広域事務組合議会定例会を開会いたします。

議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者ほか関係者の出席を求めましたので、ご了承を願います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第2条の規定により準用する宇佐市議会会議規則第88条の規定により、議長において、11番 森 正二 君、1番 吉田 泰秀 君を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日、1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日、1日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を求めます。

畑迫事務局長

はい、議長。

安東議長

事務局長 畑迫 智統 君。

畑迫事務局長

皆さま、こんにちは、事務局長の畑迫でございます。

令和6年11月第3回定例会から、今期定例会までの事務報告につきましては、本日お手元に印刷配付しておりますので、それによりご了承願います。

## 事 務 報 告

令和7年2月25日

第1回組合議会定例会

令和6年11月第3回定例会から今期定例会における間の事務報告を次のとおりいたします。

令和6年

- |        |                   |
|--------|-------------------|
| 11月22日 | 令和6年11月第3回組合議会定例会 |
| 12月16日 | 組合議会全員協議会         |
| 12月17日 | 宇佐市議会議員説明会        |

1 2 月 1 8 日 豊後高田市議会議員説明会

1 2 月 2 0 日 国東市議会議員説明会

1 2 月 2 0 日 記者会見

令和 7 年

1 月 1 6 日 組合議会視察研修

～ 1 7 日 北九州市

「ジ`エイ・リライツ（蛍光管・乾電池リサイクル施設）」

「北九州エコタウン（ペットボトルリサイクル施設）」

1 月 3 0 日 第 2 回幹事会

2 月 5 日 第 3 回正副管理者・副市長会議

2 月 2 5 日 組合議会勉強会

安 東 議 長

日程第 4、議第 1 号から議第 4 号を一括上程し、議題といたします。

日程第 5、提案理由並びに議案等の内容について説明を求めます。

是 永 管 理 者

はい、議長。

安 東 議 長

管理者 是永 修治 君。

是 永 管 理 者

皆さん、こんにちは。管理者の是永でございます。

議第 1 号から議第 4 号までの提案理由について、ご説明をいたします。

議第 1 号は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正について」でございます。

これは、同条例第 2 条第 2 項で議会の議決を要しない事項を規定しておりますが、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定に則り、所要の改正を行うものであります。

議第2号は、「宇佐・高田・国東広域事務組合一般廃棄物処理施設条例の制定について」でございます。

これは、地方自治法第244条の2で「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。」と規定されており、同法の規定に基づき必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

議第3号は、「令和6年度宇佐・高田・国東広域事務組合会計補正予算（第3号）について」でございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億6,217万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億9,684万5千円とするものであります。

また、継続費の補正として、広域ごみ処理施設整備事業の南側多目的広場整備工事の発注を令和6年度から令和7年度に変更したことに伴い、令和6年度と7年度の年割額を変更しております。

繰越明許費として、ごみ処理施設までのインターネット回線設置業務委託について、ごみ処理施設建設工事との調整に伴い令和7年度に繰越すものでございます。

債務負担行為として、ごみ処理施設及び国東サテライトセンターの自家用電気工作物保安管理業務委託について、令和6年度中に契約を締結し、令和7年度当初から業務を行う必要があるため、令和6年度から令和7年度の期間で債務負担の設定をするものでございます。

歳入補正につきましては、分担金及び負担金が1億4,717万円の減額、繰入金が1,500万円の減額となっております。

歳出補正につきましては、総務費が300万円の増額、衛生費が1億6,517万円の減額となっております。

歳出補正の内容としましては、総務費では、負担金補助及び交付金について、各市からの派遣職員負担金を実績により

300万円増額するものであります。

衛生費では、清掃総務費の負担金補助及び交付金について、西大堀地区が策定したまちづくり計画に基づき実施される本年度事業が未実施のため1,500万円減額と、ごみ処理場費の報酬及び職員手当等について、会計年度任用職員の勤務実績により報酬85万円の減額、並びに、職員手当等55万円減額と、委託料について、ごみ処理施設の供用開始時期が延長したことに伴い、ごみ処理施設運転管理業務、焼却飛灰、並びに、焼却灰の再資源化業務を延期したこと、及び自家用電気工作物保安管理業務の入札残により5,562万2千円減額と、ごみ処理場施設整備費の委託料について、アドバイザリー業務を入札残により83万8千円減額と、工事請負費について、ごみ処理施設南側多目的広場整備工事がごみ処理施設建設工事との調整により、本年度中の発注が出来なかったため5,931万円減額、備品購入費について、ごみ処理施設で稼働する重機の購入費を入札残により3,300万円減額するものであります。

以上の補正に伴い、歳入の各構成市の負担金を1億4,717万円減額補正するものであります。

また、地域振興整備基金からの繰入金を活用し、西大堀地区が策定したまちづくり計画に基づき交付する「まちづくり交付金」についてですが、西大堀地区が進めております公民館整備事業等が、今年度は未実施であったため、交付金の減額と併せて歳入の繰入金を1,500万円減額するものでございます。

議第4号は、「令和7年度宇佐・高田・国東広域事務組合会計予算について」であります。

予算総額は、42億1,800万円で、前年度と比較して41億1,400万円の減額となっております。

債務負担行為として、広域ごみ処理施設、並びに、国東サテライトセンターの運転開始に伴い、令和7年度中に契約を行い、令和9年度まで引き続き委託する運転業務について、債務負担



の設定をするものでございます。

歳入につきましては、市負担金 3 億 2 億 4, 7 2 9 万 2 千円、施設の使用料 3, 4 0 0 万円、国庫支出金 9 億 3 2 0 万円、繰入金 2, 3 5 0 万円、鉄及びアルミの売払金等として諸収入 1, 0 0 0 万 5 千円が主なものとなっております。

歳出につきましては、議会費 1 億 7 8 万 6 千円、総務費 6, 8 9 3 万 7 千円、衛生費 4 億 4, 4 4 5 万円、予備費 2 8 2 万 7 千円となっております。

総務費のうち主なものは、負担金補助及び交付金で、構成市からの派遣職員の人件費として、令和 7 年度は派遣職員 6 名分の人件費を 5, 9 0 0 万円計上しております。

衛生費につきましては、令和 7 年度より 3 目 中継施設費を追加しております。

1 目 清掃総務費の主なものは負担金補助及び交付金で、「地域活性化交付金」は、ごみ処理施設建設地の周辺 1 5 地区に、「まちづくり交付金」は、西大堀地区が策定したまちづくり計画に基づき交付するものでございます。

2 目 ごみ処理場費は、宇佐市に建設中のごみ処理施設運営に必要な経費を計上しております。

需用費として消耗品の薬剤、燃料費及び光熱水費等を 4, 0 0 5 万 1 千円計上しております。

委託料として施設の運転業務、焼却灰等の再資源化業務、各種保守点検業務及びリサイクルに係る業務等を 2 億 9, 3 6 4 万 5 千円計上しております。

3 目 中継施設費は、国東市に建設中の中継施設運営に必要な経費を計上しております。

需用費として消耗品の薬剤、燃料費及び光熱水費等を 5 3 6 万 4 千円計上しております。

委託料として、施設の運転業務等を 6, 6 0 7 万 9 千円計上しております。

4目 ごみ処理場施設整備費は、新施設の整備に必要な経費を計上しております。

委託料のアドバイザー業務委託は、全国都市清掃会議に委託する建設工事等に関するアドバイザー業務となっております。

ごみ処理施設設計・施工監理業務委託は、令和3年度から7年度までの実施設計及び建設工事等の施工監理業務となっております。

国東サテライトセンター施設設計・施行監理業務は、令和5年度から7年度までの実施設計及び建設工事等の施工監理業務となっております。

令和7年度分の委託費として4,549万円計上しております。

工事請負費は、令和4年度から令和7年度までの広域ごみ処理施設整備事業のプラント工事、施設建設工事、外構工事、南側多目的広場整備工事、北側多目的広場整備工事及び令和5年度から令和7年度までの国東サテライトセンター施設整備事業のプラント工事、建屋建設工事の令和7年度分に係る工事請負費として36億5,866万3千円計上しております。

なお、令和7年度に南側多目的広場整備工事、並びに、北側多目的広場整備工事を発注し、全ての工事が発注済みとなります。

以上ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

安 東 議 長

以上で提案理由並びに議案等の内容についての説明は終わりました。

日程第6、これより一般質問を議題といたします。

発言通告書の提出がありませんので、一般質問を終結いたします。

日程第7、これより議案審議に入ります。

議第1号、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分

に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。只今のところ、発言通告書の提出はございませんが、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議第1号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって議第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第2号、「宇佐・高田・国東広域事務組合一般廃棄物処理施設条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。只今のところ、発言通告書の提出はございませんが、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議第2号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第3号、「令和6年度宇佐・高田・国東広域事務組合会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。只今のところ、発言通告書の提出はございませんが、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議第3号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第4号、「令和7年度宇佐・高田・国東広域事務組合会計予算について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。只今のところ、発言通告書の提出はございませんが、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議第4号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議第4号は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしましたので、令和7年2月第1回宇佐・高田・国東広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞でございました。

閉会 午後4時39分

以上、会議の経過を記録して、事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年2月25日

議 長      安 東 正 洋

署名議員      森      正 二

署名議員      吉 田 泰 秀